

幸手保健所精神障害者地域支援体制構築会議設置要綱

1 目的

埼玉県精神障害者を地域で支えるシステム構築事業実施要綱に基づき、幸手保健所管内における保健・医療・福祉、その他地域の関係者による協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を整備し、「精神障害者に対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

2 実施主体

本会議の実施主体は、幸手保健所とする。

3 回数

年2回程度とする。

4 構成員

(1) 以下の機関の代表者とする。

- ①管内精神科医療機関
- ②管内市町障害福祉主管課、及び保健主管課
- ③相談支援事業所
- ④基幹相談支援センター
- ⑤幸手保健所
- ⑥その他、保健所長が特に必要と認める関係機関

5 内容

- (1) 幸手保健所管内精神障害者地域生活連絡会（「6」参照）で判明した地域課題等の整理及び共有を行う。
- (2) 埼玉県や市町が設置する自立支援協議会等と連携し、地域課題の解決等に向けた検討を行う。
- (3) 管内の長期入院者数の把握及び退院目標の設定を行う。
- (4) 地域移行及び地域定着支援の利用者数の把握及び利用目標の設定を行う。
- (5) 基幹相談支援センター等と連携し、人材育成を行う。
- (6) その他、保健所長が特に必要と認める事項。

6 幸手保健所管内精神障害者地域生活連絡会（以下、連絡会）

本会議の下に連絡会を設置する。なお、実施要領は別途定める。

7 守秘義務

本会議に参加するにあたり、埼玉県個人情報保護条例を遵守し、本会議で知り得た情報を正当な理由なく第三者に提供しないこと及び目的外に使用しないこととする。

附則 この要綱は、令和元年9月19日から施行する。